

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 10 月 4 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 市役所本庁舎 4 階
札幌市選挙管理委員会事務局選挙課管理係（電話 011-211-3247）
メールアドレス senkyo-keiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査 選挙（審査）公報配送業務 A
- (2) 仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
契約締結日から令和 6 年 11 月 15 日までとする。
- (4) 履行場所
中央区、北区、東区、南区、西区、手稲区のうち、市が指定する場所
- (5) 入札方法
1 梱包当たりの単価で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該単価の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額（当該金額に 1 銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 貨物自動車運送事業法に基づき、札幌市内にて運送事業が行える一般貨物自動車運送事業の許可を受け、又は貨物軽自動車運送事業の届出をしている者。
- (7) 業務に使用するすべての自動車事業用自動車（緑ナンバーまたは黒ナンバーを取得してい

る車）であり、道路交通法及び貨物自動車運送事業法に基づき適法に配送を行える者。

- (8) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、事業所（本店または支店）の所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (9) 入札説明書及び仕様書に示した役務を適正・確実に履行可能な者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ
- (2) 入札の日時及び場所
令和 6 年 10 月 11 日（金）10 時 00 分
札幌市役所本庁舎 4 階選挙管理委員会（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）
- (3) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所で行う。
- (4) 入札書の提出方法
上記(2)の指定日時場所において、本市所定の入札書により直接入札箱へ投函すること。
（送付及び電送による提出は認めない。）

5 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 提出書類等
この一般競争入札に参加を希望する者は、上記 3 に掲げる競争入札資格を有することを証明する下記書類を、令和 6 年 10 月 8 日（火）12 時 15 分（送付の場合は必着のこと。）までに提出しなければならない。また、当該書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

【提出書類】

- ・ 配送を行う者の一般貨物自動車運送事業の許可書又は貨物軽自動車運送事業の届出書の写し、もしくは当該許可、届出をしていることを証明する書類
- ・ 事業協同組合等の組合が参加を希望する場合には組合員名簿

【提出先】

上記 1 に同じ。

- (2) 入札参加資格審査結果の通知について
上記(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果を令和 6 年 10 月 9 日（水）までに通知する。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金
免除
- (2) 契約保証金
要

契約を締結しようとする者は、契約金額に仕様書に記載する配送予定梱包数を乗じた金額の 100 分の 10 に相当する額の契約保証金を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない、なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置

を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法等

ア 札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2 人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(7) 詳細は入札説明書による。